

第7期 第25回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年8月10日(水) 午前9時30分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員 (16人)
4. 欠席委員 (3人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案日程
 - 議案第92号 農地法第3条の許可申請について (8件)
 - 議案第93号 農地法第5条第1項の許可申請について (1件)
 - 議案第94号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (1件)
7. 農業委員会事務局職員 (3人)

8. 会議の概要

○局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中16名です。5番 ○○ ○○ 委員、12番 ○○ ○○ 委員、17番 ○○ ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員1名が傍聴しております。それでは渡部会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。毎日暑い日が続いております。コロナもまた流行し、重症化は少ないといいますが大変な状況になってきました。5月に改正法が成立しましたが、いまだ情報が入っていないのが現状です。来月には合同研修会がありますので、今後の改正法についての説明や来年7月の委員の改選等の説明があるのではないかと考えております。

本日の議案は10件と少ないですが慎重に審議していただけたらと思います。

それでは只今から第25回農業委員会を開会いたします。

それでは、本日の議事録署名人ですが、4番 ○○ ○○ 委員さん、6番 ○○ ○○ 委員さん、よろしくをお願いします。

議案審議に入っていきます。議案第92号農地法第3条の許可申請について、8件を議題といたします。1番の案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第92号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。1番 譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、1, 763㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、売買です。作付作物は水稻・麦・野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを所有しております。労働力は、本人・妻・子の常時3人です。耕作面積は14,031㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図5ページをご覧ください。場所は○○にあります。申請地西側に○○さんが所有する農地がございます。申請地に隣接しております。○○さんは認定農業

者で耕作面積14,031㎡の内、4,000㎡は地域内で耕作できない農地を借りて農業経営をされております。〇〇さんは後継者家族と同居し、妻と子と協力しながら水稲、麦、柑橘などを栽培しており、農業経営に関して大変熱心に取り組んでおられます。譲渡人の〇〇さんは20年以上農業を行っておらず、後継者もいないことから売却したいと思っていたところ、〇〇さんが農業経営を拡大したいとのことから、両者が話し合い売買で話がまとまりました。よろしく審議お願いいたします。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目、3番目の案件につきましては、譲受人が同じですので、一括審議をさせていただいたらと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

2番 譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 伊予郡砥部町〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1,391㎡外3筆で計4筆、合計面積3,349㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、売買です。作付作物は水稲・野菜です。主な農機具の保有状況は、軽トラック、耕うん機を保有しており、トラクター、田植機、コンバインを借用予定です。労働力は、本人の常時1人と増員予定で妻1人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

続きまして、3番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん持ち分2分の1。東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん持ち分2分の1。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1,467㎡です。権利内容は、売買です。作付作物以下は、同じです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、7月20日10時から〇〇 〇〇委員さんと〇〇 〇〇委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、数年前から知人の農業者の稲作を手伝う中で、農業に従事したいと思い土地を探していたところ、申請地の売買の話があった。現在、会社経営をしているため、兼業となるが、農業に従事する。軽トラック、耕うん機を所有しており、トラクター、田植機、コンバインを知人農家から借用する予定である。農業用倉庫を有しており、1年を通じて米、野菜を作付し、JAや産直市への出荷を予定しているとのことです。第2号「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、本人の常時1人と増員予定

として妻1人です。第5号、「下限面積制限」ですが、今回の申請地4, 816㎡ありますので、要件を満たしております。続きまして第6号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第7号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加する。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんと〇〇委員さんになりますが、まずは〇〇委員さんお願いいたします。

○委員 〇〇委員

説明します。〇〇さんは以前農業を行っていたが、体調を崩してからは農業をしておらず、どなたかに農地を譲渡したいという希望があり〇〇さんとの売買に至りました。〇〇さんは新規就農者でございますが農業に関する意欲はかなりあります。現在は〇〇で鉄塔塗装業を営んでおりますが、〇〇で農業を行っている〇〇さんの稲作を手伝っております。今後も〇〇さんの助言を得ながら農業に従事するとのこと。周辺農業経営に関する影響もほとんどないと思われま。以上です。

○議長（会長）

続きまして、〇〇委員さんお願いいたします。

○委員 〇〇委員

持ち主の〇〇さんは持病があり農業をすることができないため、農地を売却したかったため、今回の売買が決まり良かったと思っております。〇〇さんは農業に対して熱心であるため、特に問題ないと思えます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思えます。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

農業用倉庫を所有しているとのことであるが、農業用倉庫はどこにあるのか。

○事務局

今回の申請地、〇〇番〇の東側に隣接してある土地は宅地であるため、すでに購入し外国人技能実習生の寮として使用しております。同一敷地内の納屋も一緒に購入し、そこを農業用倉庫として使用しているとのこと。

○議長（会長）

ほかになにかご意見はございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目、5番目の案件につきましては、借受人・譲受人が同じですので、一括審議をさせていただいたらと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

4番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、926㎡です。借受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は賃借権設定5年です。作付作物は水稻・野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、耕運機、軽トラックです。労働力は、本人、夫の常時2人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

続きまして、5番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1,254㎡以下5筆で計6筆。合計面積は3,964㎡です。権利内容は、売買です。作付作物以下は、同じです。よって農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図9、10、11ページをご覧ください。この方は田窪工業団地の収用にかかり、今後、レストランを続けるか農業に従事するか迷っていたところ〇〇さんと売買の話がつき農業に従事することになったそうです。〇〇さんの農地は〇〇にあり、所有する農地は全て誰かに貸しており自ら耕作はしておりません。〇〇さんの息子さんは田窪の農業経営者としては拡大されている方なので、特に問題ないと思われま。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

〇〇さんの耕作面積が0㎡ですが、新規就農者に該当しないのでしょうか。

○事務局

〇〇さんは田窪工業団地の収用前は農業に常時従事しており、耕作面積も約2反ほどあり、今年10月までは作付けすることが許されております。また、市への事業への協力もしていただいて売買として契約し所有面積が0㎡となりましたが、農業者としては問題ないことから、新規就農者としての取扱は致しませんでした。

また、息子さんも農業者で、かなりの経営面積を有しております。世帯経営で一緒に農業を行っていくとのことなので、特に問題ないと思います。

○議長（会長）

ほかになにかご意見はございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

6番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、755㎡以下2筆で計3筆。合計面積は2,984㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、麦、シキビ、果樹です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機です。労働力は、本人、父、母の常時3人です。耕作面積は14,305㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図12ページをご覧ください。土地は〇〇の南西部に広がる農地です。〇〇さんは土地の売却を検討されていた方です。〇〇さんは〇〇高校を卒業されて農業の知識もお持ちで、農地もかなりお持ちの方なので特に問題ないと思います。よろしく審議お願いいたします。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ご

ございませんか。

○委員 ○○委員

譲受人の○○さんが所有している農地は全て○○市の農地でしょうか。東温市に農地はお持ちですか。

○事務局

東温市では約4反ほど農地を所有しております、○○市で6反、○○市で4反所有しております。

○議長（会長）

他になにかご意見はございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

7番 譲渡人 東京都町田市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 広島県広島市○ ○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、607㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機です。労働力は、本人、母の常時2人です。耕作面積は5,005㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図13ページをご覧ください。場所は○○になります。譲受人のお父さんと譲渡人が兄弟の関係です。○○さんが東京にお住まいとのことで、○○さんのお父さんが生前の時は申請地も耕作していたのですが、お亡くなりになってからは別の方に耕作をお願いしておりました。今回、○○さんが自分で農業をやりたいということで今回の申請に至りました。ただ、懸念事項は○○さんが広島県にお住まいということでありますが、本人と会って話したら土日は戻ってくるということが可能ということと、仕事の休みも融通が利くことから、機械仕事に関しては自分で行い。機械仕事以外の草刈りや水の見回り等は申請地近くに居住しておられるお母さんに依頼し、協力して農業に従事する

とのことです。また、本人もやる気があるので、広島に住んでいるからといって問題はないと思います。よろしく審議お願いいたします。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

現在の耕作地は市内にあるのですか。また、誰が耕作しているのですか。

○事務局

耕作地は全て市内にありまして、○○周辺に集積されております。昨年までは他の方に貸付しておりましたが、これからは本人が兼業で農業に従事するというので、機械仕事は本人が行い。水等の管理はお母さんが行うとのことです。また、農業用倉庫をお母さんの自宅に有しておきまして、農機具を保管しているとのことです。

○議長（会長）

他に何かございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

8番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、241㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、売買です。作付作物は水稻・野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、耕運機、軽トラックです。労働力は、本人・妻の常時2人です。耕作面積は5,865㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんになりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 ○○委員

説明します。地図14ページをご覧ください。○○さんと○○さんは同じ○○にお住まいです。今までは○○さんが農地を耕作しておりましたが、高齢ということもあり農業

への意欲もなくなったため、当該地周辺をお持ちの〇〇さんにお問い合わせしたところ、売買で話がまとまったとのこと。〇〇さんについても高齢ではありますが、農業に対する意欲は持っておられるため問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第93号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第93号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

9番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんです。土地は、〇〇番〇、田、207㎡、同所同字〇〇番〇、田、292㎡の計2筆で合計面積は499㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は農家住宅、権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。令和4年2月10日第19回委員会で除外意見決定済の案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図15ページをご覧ください。場所は〇〇です。〇〇さんは所有している農地で家を建てるところを検討しておりましたが、検討農地は全て土砂災害警戒区域内ということで、建築不可であるため〇〇さんに相談したところ、土地を提供してもいいということになりました。〇〇さんは〇〇の代表ということで特に問題ないと思われるので、ご審議をよろしく願います。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第94号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第94号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明いたします。農用地区域からの除外についての案件になります。10番 所有者、東温市〇〇番地〇〇〇〇〇〇さん。申出者、西条市〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。土地は、〇〇番〇の一部、田、1,473㎡の内499.01㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地です。転用目的は分家住宅です。開発許可は必要、転用許可も必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。所有者の〇〇さんと申出者の〇〇さんは親子であります。〇〇さんは県警に勤めておられ、仕事の関係で〇〇市に居住しておりますが、親の農業を継ぐために東温市に住居をかまえ一緒に農業を行うとのこと。特に問題ないと思われしますので、ご審議をよろしく願います。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、10件、これで全て終了しました。次回の農業委員会は9月7日となっております。

以上で第25回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。